

【院長挨拶】

新年度に入り、2年に一度の診療報酬改定の時期を迎えました。現在のわれわれの置かれた状況を改めて振り返ってみると、この地域での高齢化が急速に進んでいます。そんな中で7:1入院基本料1を維持するには、診療報酬のハードルすなわち平均在院日数・重症度看護必要度の要件を満たしたうえで、稼働を上げ維持する必要があります。具体的には手術や検査はもちろん、救急や外来からの入院患者数を増やして地域から求められる医療を継続していかなければなりません。目下、診療報酬改定への対応に病院挙げて取り組んでいる所です。



6月には5年に一度の病院機能評価を受審しました。コロナで一年遅れでしたが、第三者からの鋭い指摘がいろいろありました。足りないところ、改善すべきところには着手していかなければなりません。

7月から外科に岩崎寿光先生が入職されました。既に4月の異動で西澤聡先生が来られていますが、さらに1名加わって頂きました。今後も診療体制の整備のため、医師看護師をはじめ各職種において、継続的に人員を増やし充実させていきます。

寺柿 政和

【大規模災害時における救護所設置に関する協定】

2024年4月30日、大阪市東住吉区役所と当院は「大規模災害時における救護所設置に関する協定」を締結しました。大規模災害発生時には、建物の損壊、停電、通信回線の遮断などにより、多くの医療機関が診療できなくなる事態が想定されます。そのため有事の際は、東住吉森本病院に医療救護所を設置し、大阪市東住吉区医師会、東住吉区歯科医師会及び東住吉区薬剤師会の協力をいただき、災害時の医療救護活動を運営致します。

既に(2017年2月)東住吉区と当院との間で「災害時医薬品等備蓄事業に関する協定」を締結し、災害時の医療救護に必要な医薬品・衛生材料の循環型備蓄を行っておりますが、今回は大規模災害発生初期の医療救護所開設に関して協力関係を明文化し、重篤な負傷者を治療できる環境へ搬送するためのトリアージや、軽傷者への処置を行う環境を整えました。今後も災害時医療救護活動の充実を図ってまいります。



【大阪府看護事業功労者表彰】

2024年5月18日、大阪府看護事業功労者表彰式が開催されました。令和6年度の同功労者として、当院では医療安全管理室・室長 石津 真由美 看護師が表彰されました。

この表彰は、大阪府が長年にわたり看護業務に精励され、府民の健康維持に貢献し、模範となる看護職者の功績をたたえ大阪府知事が表彰するものです。



診療部医師 就任あいさつ

令和6年7月に外科に着任いたしました、岩崎寿光と申します。平成18年京都府立医科大学卒業後、消化器外科、特に肝胆膵疾患に対する外科診療に従事してまいりました。消化管疾患や、その他の良性疾患にも幅広く対応し、救急医療を含めて地域医療に尽くしたいと考えております。 よろしくお申し上げます。



【連載 no.34】 がん看護部会について

看護部・副部長 江口 由紀

当院は大阪府がん診療拠点病院であり、大阪府がん診療連携協議会の活動に積極的に参加しております。協議会は「がん登録・情報提供部会」や「相談支援センター部会」、「緩和ケア部会」、「地域連携部会・地域連携パス部会」など9つの小部会で構成され、大阪府民へのがん医療やがん看護、相談支援の均霑化を目的に各拠点病院から代表者を選出し活動しております。今回ご紹介する「がん看護部会」は、2023年に新設されました。「がん看護部会」の活動目的は、大阪府のがん看護体制を整備し、がん看護に携わる看護師の資質向上とがん看護の実践レベルの均霑化を図ることです。本年度の活動方針は、①がん看護における課題等に関する各医療圏間の情報を積極的に共有する、②第4期大阪府がん対策推進計画に基づき、大阪府がん診療拠点病院の看護師としての役割発揮に向けて連携を強化し看護の質向上に向けた活動に取り組む、③大阪府内外の関連団体等と積極的に情報共有を得ることです。昨年度は各医療圏の情報共有で活動は終了しましたが、本年度から本格的にがん看護に携わる看護師の資質向上を目的とした教育活動を行います。各拠点病院からはがん関連の認定看護師や専門看護師、看護管理者等、看護分野において幅広い経歴をもつ看護師が集まっているため、二次医療圏のネットワークを強化し現場に教育活動を還元したいと考えています。

これからも地域に根差したがん診療拠点病院として、さらに充実した活動が続けられるように各部会メンバー及び職員一同努力してまいります。

参考：大阪国際がんセンター がん対策センター <https://oici.jp/ocr/>

第7回 緩和ケア研修会開催

院内の「がん診療拠点病院運営委員会」主催で、「第7回 緩和ケア研修会 The Peace Project」を実施いたしました。

本研修会は、がん性疼痛などの身体症状と精神症状に対する緩和ケア、コミュニケーションの知識、技能を学び実施できるように、講義・ワークショップ・ロールプレイのプログラムから構成されており、緩和ケアの基礎を学ぶことができます。

開催日：2024年7月21日（日）9：00～17：00

会場：医療法人橘会 東住吉森本病院 6階講堂&食堂

対象者：がん診療に携わる医療従事者

当日は、自院、他院の医師、研修医、看護師、薬剤師、理学療法士、MSW 含め合計24名が参加しました。すべてのプログラムを修了した医師には厚生労働省より修了証を、また、メディカルには大阪府より同じく修了証が授与されます。

東住吉森本病院
第7回 緩和ケア研修会
～The PEACE project～

がん性疼痛などの身体症状と精神症状に対する緩和ケア、コミュニケーションの知識、技能を学び実施できるように、講義・ワークショップ・ロールプレイのプログラムから構成されており、緩和ケアの基礎を学ぶことができます。

開催日：2024年7月21日

東住吉森本病院 6階講堂
8：30～プレテスト開始 17：30終了予定

対象者：がん診療に携わる全ての医療従事者
定員：24名
申込〆切：5月10日（金）

受講料+参加費：2,000円（当日徴収致します）
（お弁当・お菓子代が含まれます）

申込方法：QRコードからお申込ください。（e-learning用）
申込期限後、メールにてお知らせします。

【お問い合わせ】
医療法人橘会 東住吉森本病院
緩和ケア研修会 運営事務局
〒545-0014
大阪市東住吉区鷹倉3丁目2番66号
TEL:06-6606-0010(代表)
FAX:06-6606-0055

近年、耐性菌によるアウトブレイクが問題とされており抗菌薬の適正使用を推進する取り組みが増えています。2024年の診療報酬の改定においても抗菌薬を適正に使用するための項目が追加され、病院・診療所における抗菌薬の使用状況を把握し、適正な抗菌薬を使用することが求められています。今回は、診療所を中心としたサーベイランスシステム診療所版 J-SIPHE『OASCIS』についてご紹介します。本システムの活用により自施設の抗菌薬の使用状況の把握や他施設との比較により課題の抽出が可能となり、抗菌薬適正使用の推進に役立ちます。

■OASCISとは？

AMR 臨床リファレンスセンターによる診療所専用の AMR 対策を目的としたサーベイランスシステム。自施設の抗菌薬の使用状況や微生物の検出状況を把握でき、経時的变化や他施設（全国、都道府県単位、標榜診療科単位）との比較が可能なシステムです。登録は無料で、データ入力はレセプトチェック用 UKE ファイルを活用し入力の手間は不要です。大阪府全体で 272 施設が OASCIS に加入しており、大阪市南部地域では 45 施設が加入されています。

■OASCIS でできること

OASCIS に加入することで、自施設のデータと他施設のデータを比較することができます。また、都道府県単位、標榜診療科単位のデータ比較により、標準的な指標を把握することができます。他にも、気道感染症や下痢症など疾患別の抗菌薬処方率、抗菌薬処方内訳や地域ごとのアンチバイオグラムを確認することができます。

■OASCIS に加入するには？

OASCIS に加入する方法は下記の通りです。

- ① 参加施設規約、データ利用等の利用規約を確認する。
- ② 院外処方を含むレセプトチェック用 UKE ファイルが出力可能かメーカーに確認する。
- ③ AMR 臨床リファレンスセンターホームページにアクセスする。
- ④ トップページ「参加登録申請」より医療機関情報など必要項目を入力し申請内容を送信する。
- ⑤ OASCIS より参加登録の承認のメールが送信される。



【連載 no.12】地域のいろいろ

地域医療課 課長 杉井 健祐

『地域のいろいろ』では、院内に関わらず地域の彩り(いろいろ)ある社会資源をお伝えしていきます。

■「障害者差別解消法」をご存知ですか？

障害者差別解消法は、「障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現すること」を目的として 2016 年 4 月に施行された法律です。「不当な差別的取り扱い」を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めており、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。そして、今年(2024年) 4 月 1 日より同法が改正され、これまで国や自治体のみに義務化されていた『合理的配慮の提供』が、民間事業者も義務となりました。

一つ一つ法整備は整ってきてはいるものの、民間事業者にも義務化された『合理的配慮の提供』はどういったものか？の理解や、差別を受けた際の相談窓口の不明確さなど、課題はまだ残っているのも現状です。障害があっても、地域・社会の『合理的な配慮』で、差別や偏見に苦しむ人が減り、その人らしく暮らせる社会に近づくことを願います。

障害者差別解消法が変わりました！

令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化されました

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者	目次
合理的配慮の提供	義務	努力義務	1
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止	2
合理的配慮の提供	義務	努力義務	3
合理的配慮の提供	義務	努力義務	4
合理的配慮の提供	義務	努力義務	5
合理的配慮の提供	義務	努力義務	6
合理的配慮の提供	義務	努力義務	7
合理的配慮の提供	義務	努力義務	8
合理的配慮の提供	義務	努力義務	9
合理的配慮の提供	義務	努力義務	10
合理的配慮の提供	義務	努力義務	11
合理的配慮の提供	義務	努力義務	12

診療録は患者さんの状態と、提供した医療の詳細が示せるものです。また組織の医療の質を図る大事なツールです。診療録は以下の5点の要素が重要とされています。

- ①客観性と正確性：診療録は客観的であり、主観的な表現を避けるべきです。
具体的な症状や検査結果、処方内容などを正確に記録します。
- ②時系列の整合性：記録は時間の経過に沿って整理されるべきです。
症状の発現から治療方針への遷移が明確になるように記録します。
- ③記録の完全性：診療の全過程を漏れなく記録することが重要です。
訴訟時に重要な情報が欠落していないように注意します。
- ④法的要件の遵守：医療機関や法律の規定に従い、必要な情報を全て記載します。
特に処方箋や同意書などの記録は正確である必要があります。
- ⑤読みやすさと明瞭さ：診療録は他の医療専門家や法律専門家が理解しやすい形式で記載します。
専門用語の適切な使用や説明が大切です。

客観的に、分かりやすく、得た情報は漏れがないよう診療録に残しましょう。

<< 医療法人橘会 東住吉森本病院 理念・基本方針・患者さんの権利 >>

「臨床研修病院の理念・基本方針」

■ 研修理念 ■

病める人の尊厳を守り、医学・医療の果たすべき社会的使命を自覚し、適切な全人的医療をチームのメンバーと協力しながら提供できる医師を目指します。

■ 基本方針 ■

次の1～6のような資質を備えた医療人を養成する。

- 1. 人間性豊かな医療人
- 2. 医療全般にわたる広い視野と高い見識を持つ医療人
- 3. 患者の立場に立った医療を実践する医療人
- 4. チーム医療のできる医療人
- 5. 生涯学習をする医療人
- 6. 地域医療支援病院としての責務を自覚し、地域医療に貢献する医療人

「病院の理念・基本方針・患者さんの権利」

■ 病院理念 ■

- 1. 患者さんの立場に立った、対話のある医療を提供するために努力します。
- 2. 地域医療施設との連携を深め、地域医療に貢献するために努力します。
- 3. より良い患者サービスをするために、働きがいのある職場環境の改善・維持に努めます。

■ 基本方針 ■

- 1. 「患者参加型」の安全で質の高い医療を提供します。
- 2. 地域完結型の医療サービスを提供します。
- 3. 地域の予防医療の啓蒙に貢献します。
- 4. 自己実現が出来る職場環境の確保を目指します。

■ 患者さんの権利 ■

- 1. 個人の尊厳の保持
- 2. 良質な医療を平等に受ける権利
- 3. 十分な説明を受ける権利
- 4. 検査・治療を自ら決定する権利
- 5. 医療について知る権利
- 6. プライバシーの保護
- 7. セカンドオピニオンを受ける権利

東住吉森本病院 地域医療連携センター

診察・検査・入院のご依頼、その他お問い合わせ
(地域医療機関・施設さま専用)

メールアドレス：m_chiiki@tachibana-med.or.jp
電話：0120-65-0343 FAX：0120-10-5260

【受付時間】 平日 9：00～20：00
土曜日 9：00～17：00

地域医療連携センター長 大場 一輝